

ワン・ワールド・フェスティバル for Youth (以下、ワンフェスユース) では、子どもの権利条約に基づき、子ども・若者の人権の実現を念頭におき、活動に取り組みます。

## ■呼びかけの目的

- ・ワンフェスユースを企画・運営する、すべての人たちの人権を尊重・保護・充足をはかるため。
- ・ワンフェスユース事業に対する信頼を守り、広げるため。

## ■子どもの権利条約等を周知すること

子どもの権利条約第42条「締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。」に基づき、すべての子ども・若者たちが権利を持っており、それを行使できることを周知したうえで活動してください。

## ■ワンフェスユース事業への参加を呼びかける際に守ること

ワンフェスユースへの参加呼びかけを行ない、実際に参加する際には、以下の「子どもの権利」を尊重してください。

- ・守られる権利・・あらゆる暴力や搾取、有害な労働などから守られること。
- ・参加する権利・・自由に意見し、団体を作れること。参加すると同時に、参加しない権利もあること。

第12条「意見を表す権利」、第15条「結社・集会の自由」、

第31条「休み、遊ぶ権利」、第36条「あらゆる搾取からの保護」など

子ども・若者のセーフガーディング活動を参考にして、とくに高校生と接する際には、以下に注意してください。

- ・ 高校生が自分でできることを必要以上に手伝わない。
- ・ 一部の高校生だけ特別あつかいをするなど、差別をしない。
- ・ 活動の場以外で、高校生と会ったり、個人的に連絡をとったりしない。
- ・ 写真や動画をとるときや使うときは、高校生本人やその保護者から許可をもらう。
- ・ 可能な限り他者の目が届く場所で高校生と接する。
- ・ どのような問題提起や懸念も気軽に表明できて話し合える、安心して安全、自由な環境や雰囲気をつくる。
- ・ 虐待・暴力等、不適切な行為となりうる言動が見過ごされないように、各々が責任感を持つ。
- ・ 高校生をエンパワーする。すなわち、子どもの権利に関する理解や、何が適切で何が不適切か、また問題が起きた時にどうしたら良いかについて高校生たちと話し合う。

(注1) 子ども権利条約とは、すべての子どもが持っている権利を保障するためのものです。すべての子どもたちは、大人と同じように権利を持っています。子どもの権利を守ることは大人の責任と義務でもあり、世界各国は、子どもの権利を守るため自らの行動について目標を掲げ、ともに進んできました。その一つが、「子どもの権利条約」です。1989年に国連総会で採択された人権関係の国際条約（国と国のあいだの約束事）で、1994年から日本も批准しています。2019年時点で、196の国と地域が締結しています。

(注2) 子ども・若者のセーフガーディングとは、国際的には、2018年前後から、主に国際協力NGOを中心にして活発に取り組まれはじめたもので、団体の外部者ではなく、団体の関係者による、子ども・若者への権利侵害を予防・対処するための、一連の活動を言います。詳細は「日本の国際協力NGOにおける『セーフガーディング』の取組促進のための提言とガイドラインの作成」と題する研究事業の報告書『子どもと若者のセーフガーディング最低基準のためのガイド』にまとめられています。

以上